

津市農業委員会だより

第40号 令和6年6月発行



編集発行
津市農業委員会
〒514-8611
津市西丸之内23番1号
電話番号 059-229-3176

新たな7つの支援策が創設されました！

次世代へつなぐ営農継続支援



目 次 農家を支える7つの新事業（営農継続支援）

経営基盤強化支援事業補助金	2	ジャンボタニシ被害防除事業補助金	5
耕作条件不利農地借受奨励金	3	有害鳥獣捕獲報償金（拡充）	5
農用地流動化促進事業奨励金（拡充）	3	農業者年金のご案内	6
農地区画大規模化支援事業補助金	4	農地の賃借料情報	7
小規模機械導入支援事業補助金	4	農業委員会からのお知らせ	8

《広告のコーナー》

気象災害の影響で収入が減った・・・

収入保険に加入しませんか？

青色申告をしている

自分で作付している農産物を販売している方

が加入の対象となります！

主な収入減少の理由

・自然災害による収量減少

・獣害による収量減少

さまざまなリスクから農業経営を守ります！

三重県下での実績

加入実績（R5年度）
加入者数1,442
前年から133件増

つなぎ資金貸付（R5年度）
19件
約5,800万円

【お問い合わせ先】
三重県農業共済組合
津市上浜町6丁目81番地11
☎ 059-224-0505

 安心のネットワーク
NOSAI

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。）

営農継続支援(市単独事業)・有害鳥獣等対策事業のご案内

申請受付中

農業者が営農を継続できる環境づくりに向けた津市独自の営農継続支援事業として、耕作放棄地の未然防止に対する支援を中心に、既存の事業に加えて、以下の7事業を新たに開始・拡充しました。

経営基盤強化支援事業補助金

【担い手等法人化推進事業】

経営体が法人化した場合に補助金を交付します。

申請期限 1月末日

◎ 対象者

- ・法人化を希望する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

◎ 補助金

- ・対象経費の1/2（上限121,000円）

◎ 交付対象経費

- ・定款の認証に要する経費
- ・登記申請に要する経費

◎ 交付要件

- ・定款を作成し公証役場において認証されること
- ・法務局において法人として登録されること

◎ 必要書類

- ・公証役場において認証を受けようとする定款
- ・法人登記申請書の写し



【新たな人材雇用支援事業】

経営体が新規に人材を雇用した場合に補助金を交付します。

申請期限 2月末日

◎ 対象者

- ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

◎ 補助金

- ・233,000円/人（交付対象者と就農者で折半）

◎ 交付対象経費

- ・三重県の最低賃金に基づき農作業の繁忙期の3ヶ月分の賃金相当額の費用

◎ 交付要件

- ・1年以上の雇用契約を交わすこと。
- ・常時雇用するものであること。
- ・3親等以外の者の雇用であること。

◎ 必要書類

- ・経営基盤強化支援事業補助金（人材雇用）交付申請に係る誓約・同意書
- ・申請者が新たに雇用しようとする者の履歴書

耕作条件不利農地借受奨励金

耕作条件が不利な農地を借り受けた場合に奨励金を交付します。

◎ 対象者

- 農地の借り受けを行った認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者

◎ 奨励金

- 47,000円/10a

◎ 奨励金の考え方

- 10aあたりの水稻耕作に要する必要経費（種苗費・肥料費・農薬費・諸材料費等の合計額）に対し定額を支援

◎ 交付要件

- 耕作が不利な条件として定めるもののうち2つ以上に該当する農地であること
- 利用権設定等の期間が、5年以上であること

耕作が不利な条件として定めるもののうち2つ以上に該当する農地とは？

- 面積が狭小で作業効率が悪い農地（10a未満）
- 形状が不整形で作業効率が悪い農地（畦畔が曲線、多角形）
- 進入路がなく自分の耕作地以外の農地等を横断する必要がある農地（進入路がない）
- 取水が困難で水路等がなく、揚水設備の設置を要する農地
- 鉄塔等の大きな障害物が存在する農地（建築物、看板等の工作物）
- 日照時間が著しく短い農地（中山間地等の山の法地で、日がほとんど当たらない所）

◎ 必要書類

- 農地を借り受けたことを証する書類
- 耕作条件不利農地であることを証する書類
交付対象の借受農地一覧、農地の現況写真、位置図、その他耕作条件不利農地であることを証するために必要な書類

集落営農組織が交付を申請する場合

- 組織の代表者が定められていることが分かる書類
- 組織の規約又は定款の写し
- 組織が管理している金融機関等の通帳の写し

農用地流動化促進事業奨励金(拡充)

初めて利用権が設定された畠地を借りた場合に、既存の奨励金に加算して交付します。

◎ 対象者

- 認定農業者、認定新規就農者

◎ 奨励金

- 10,000円/10a

※既存の奨励金に上乗せ

- 美杉地域の農用地… 30,000円/10a（既存奨励金20,000円/10a）
- 美杉地域以外の農用地… 20,000円/10a（既存奨励金10,000円/10a）

◎ 交付要件

- 利用権設定促進事業等に基づく貸借権が設定されたことのない畠地に、新規で利用権設定等をするもの
- 利用権設定等の期間が、5年以上であること
- 農用地利用集積計画等で利用権設定等に係る農用地が定められ、公告された利用権設定等であること

農地区画大規模化支援事業補助金

申請期限 12月末日

隣接する水田間の畦畔を除去し、農地区画を拡大する事業に対して補助金を交付します。

◎ 対象者

- ・2筆以上の隣接する田、畠を自ら耕作する農業者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者

◎ 補助金

- ・畦畔除去… 5,000円/ 10m
- ・畦畔除去後の整地… 7円/ m^2

◎ 交付対象経費

- ・区画拡大のための畦畔除去に係る費用及び畦畔除去後の整地に係る費用

◎ 交付要件

- ・農地所有者の同意等を得ること
- ・国又は県の補助の採択があった事業は交付対象としない

◎ 必要書類

- ・事業計画書
- ・事業実施農地の権利設定を証する書類
- ・畦畔の除去等に係る地権者の同意書
- ・畦畔を除去する前の農地の写真



集落営農組織が交付を申請する場合

- ・組織の代表者が定められていることが分かる書類
- ・組織の規約又は定款の写し
- ・組織が管理している金融機関等の通帳の写し

小規模機械導入支援事業補助金

初めて農業を畠地で行う場合、必要な管理機（小型耕運機）の新規導入に対して補助金を交付します。

◎ 対象者

- ・新たに農業を始めようとする者で、農家台帳に登録がない者（3親等以内の親族が農家である者は除く）

◎ 補助金

- ・対象経費の1/2（上限150,000円）

◎ 交付対象経費

- ・管理機（小型耕運機）の新規購入に要する経費

◎ 交付要件

- ・初めて農業を始める者で畠地を借り受けた者（Uターン、Iターン等を含む）
- ・土地（畠地）持ち非農家等で、初めて農業を始める者
- ・100m²以上の畠地が対象で、3年以上耕作すること

◎ 必要書類

- ・事業概要調書
- ・事業実施位置図
- ・耕作予定地の面積及び所有者が確認できる書類
- ・購入予定である管理機のカタログの写し
- ・見積書

ジャンボタニシ被害防除事業補助金

申請期限 2月末日

水田耕作者がジャンボタニシの駆除を目的として使用する薬剤に対して補助金を交付します。

◎ 対象者

- 市内の水田所有者または耕作者（法に基づく権利設定を受けている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）

◎ 補助金

- 対象経費の1/3（複数回の使用が認められている薬剤は1回分のみ）

◎ 交付対象経費

- 薬剤購入費

◎ 交付要件

- 薬剤はスクミノン、スクミンベイト3、石灰窒素等の農薬として登録されていること。
- 被害が確認できる水田であること。

◎ 必要書類

- 散布ほ場一覧
- 薬剤を購入したことが確認できる書類の写し（例 領収書等）
- 薬剤を散布したことが分かる写真（例 散布作業中の写真、散布後の水田の写真等）
- 使用した薬剤の袋の数量が分かる写真（例 使用後の袋の写真）

他の機関の援助制度を受けている場合

- 援助金交付申請書の写し
- 振込金額が記載された通帳の写し

有害鳥獣捕獲報償金(拡充)

カラスを捕獲した者に対して報償金を交付します。

◎ 対象者

- 津市が発行する有害鳥獣捕獲許可の交付を受けている者

◎ 報償金

- 500円/羽

◎ 交付要件

- 個体の写真と両脚を提出又は、現場で確認を受け両脚を提出すること。

※各事業とも予算の範囲内の交付となります。交付には細かな要件がありますので、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

◆ 津市 農林水産部 農林水産政策課 TEL : 059-229-3172

◆ 各総合支所地域振興課 (久居) 255-8846 (河芸) 244-1706 (芸濃) 266-2516
(美里) 279-8115 (安濃) 268-5517 (香良洲) 292-4308
(一志) 293-3005 (白山) 262-7017 (美杉) 272-8085

農業者年金のご案内

- 農業者年金で安心で豊かな老後を -

農業者年金の 6つのポイント

① 農業者の方なら広く加入できる

農業者年金の加入には農地の権利名義は必要ありません。

② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

制度発足以降 17 年間（平成 30 年度まで）の運用利回りの平均は、年率で +2.82% で、運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

③ 保険料の額は自由に決められる

保険料は 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択でき、いつでも見直しできます。

④ 終身年金で、80 歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

仮に 80 歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

⑤ 税制面の優遇措置がある

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

認定農業者で青色申告者の方など、政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

農業者年金

現況届の提出は忘れずに！

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会へ提出してください。

現況届は、年金を受給するために必要で、毎年行う手続きです。



届く時期は…

現況届の用紙は、5 月末日頃に直接受給権者ご本人あてに送付されています。

提出時期は…

6 月 28 日までに農業委員会へ必ず提出してください。

提出を忘れると…

11 月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。
※期限が過ぎてしまっても提出しましょう！

農地の賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料（10アール当たり）は、以下のとおりとなっています。

なお、記載金額はあくまで参考にしていただき、実際の賃借料を決める際は、当事者間で十分に話し合ってください。

1 田（水稻）の部

単位：円／年

区分	地区名	賃貸借						使用貸借 件数
		件数	現金 件数	物納 件数	賃借料 平均	賃借料 最大値	賃借料 最小値	
平坦地域	津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中繩・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲	1,167	457	710	6,305	12,000	312	259
	久居（榎原・稻葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）	502	241	261	5,382	40,000	1,500	130
中間地域	津（片田）・芸濃（楠原・林・中繩・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く）	194	38	156	3,947	11,300	1,506	58
	久居（榎原・稻葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山	368	194	174	4,393	60,000	100	137
山間地域	美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉	0	0	0	0	0	0	64

2 畑（普通畠）の部

単位：円／年

区分	地区名	賃貸借						使用貸借 件数
		件数	現金 件数	物納 件数	賃借料 平均	賃借料 最大値	賃借料 最小値	
平坦地域	津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中繩・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲	75	64	11	6,591	45,454	188	120
	久居（榎原・稻葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）	60	59	1	5,015	10,438	1,000	66
中間地域	津（片田）・芸濃（楠原・林・中繩・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く）	19	15	4	5,027	6,483	2,825	10
	久居（榎原・稻葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山	6	4	2	9,402	30,395	1,500	25
山間地域	美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉	3	3	0	1,000	1,000	1,000	2

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり11,300円に換算しています。

農業委員会からのお知らせ

農地を適正に管理しましょう

耕作がされておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地を遊休農地と言います。

耕作をせず農地をそのまま放置しておくと遊休農地となり、害虫の発生、土砂やゴミの無断投棄、火災の原因になるなど、周辺の農地などに様々な悪影響を及ぼします。定期的に草刈り等を行い、いつでも農地として利用できるよう保全管理をお願いします。

稻わら等を適切に処理しましょう

水稻を収穫した後の稻わらや草刈り後の草を放置したままにすると、雨水に流され、ポンプ場や排水路に詰まつたりして、周囲に被害を及ぼす場合があります。耕うんするなど、適切な処理をお願いします。

土の落下に注意しましょう

トラクターなどで作業をした後、道路に出る際は、道路に土を落とさないように注意しましょう。道路に落ちた泥の塊は、地域の景観を損ねるだけではなく、歩行者やバイク、自転車、車椅子などの通行を妨げる場合があります。



委員長 坂野 大徹
副委員長 中野 たつ子
委員 太田 義政
諸戸 善昭
* * 編集委員 * *
太田 義政
結城 晉三 田村 明 宮本 政春

さて、今回の紙面では、新たに創設された7つの支援策をご紹介させていただきました。創設に至る経緯を少し説明させていただくと、元号が令和に入つてから、地域農業の将来を危惧し、農業関係者が集まる「令和版営農会議」が始まり、我々農業委員や農地利用最適化推進委員も参加し、津市と共に議論を重ねてまいりました。その成果として今回の支援策が創設されました。今後も認定農家のみならず、小規模農家にも拡げて皆様のご意見を拝聴し、大切な農地を次世代へ繋げられるよう提案してまいりたいと存じます。

届く頃には東海地方も梅雨入りして今年の梅雨は空梅雨で水不足なのか、また長雨による災害への不安か、農業においても心配事が尽きることのない時期ではないでしょうか?無事に収穫等が出来ることを切に願う限りです。

編集後記

津市のホームページから各種申請書、届書等のダウンロードができます。

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html>

検索

《広告のコーナー》

相続でお悩みの方へ 相続財産のたな卸を一緒にしませんか?

この実績が信頼の証! 相続税申告実績 595 件超

相続に関するすべてのご相談は 税理士法人 中田会計事務所へ

(東海税理士会所属)

この案内をご覧になった方(初回) 相談無料!

TKC グループ
税理士法人 中田会計事務所
津市一身田中野132-1 中田会計事務所
スマートフォンから確認できます。
TEL 059-232-9000



※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。)